

# 失業の認定における求職活動実績となるもの

## (1) 求人への応募（応募書類の送付、面接、オンライン自主応募）

※ ただし、書類選考、筆記試験、採用面接等が1つの求人に係る一連の選考過程である場合には、そのいずれまでを受けたかにかかわらず、1回の応募として取り扱います。

## (2) ハローワークが実施するもの（ワークプラザ、マザーズハローワーク、就職情報室を含みます。） 求職申込み、職業相談、職業紹介（オンライン紹介）

その他、職業講習会、求職活動支援セミナー、グループワーク、求人説明会、職場見学会、管理選考会、Uターンフェア、再就職支援プログラムにおける個々の就職支援なども該当します。

## (3) 許可・届出のある民間事業者等（民間職業紹介事業者、労働者派遣事業者、地方公共団体）が実施するもの 求職申込み、職業相談、職業紹介、求職活動方法等を指導するセミナー

## (4) 公的機関等（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方公共団体、求人情報提供会社、新聞社）が実施するもの

- ①独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構が行うキャリア・コンサルティングでの相談
- ②職業相談
- ③個別相談ができる企業説明会
- ④地域雇用開発促進法に基づき都道府県が策定する地域求職活動援助計画に盛り込まれた地域就職援助団体等（事業主団体等）が国の委託を受けて行う、職業講習、企業合同説明会へのハローワークの助言指導による参加
- ⑤離職前の事業主が、再就職援助として行う職業相談、職業紹介

## (5) 再就職に資する各種国家試験、検定等の資格試験を受験


## 一連の活動だが、2回以上の求職活動実績とみなす場合

- (1) 職業相談に引き続き職業紹介を受けた場合
- (2) 職業相談に引き続き求職活動支援セミナーを受けた場合
- (3) 求職申込みに引き続き職業相談を受けた場合
- (4) 企業説明会等において複数の事業所と個別に面談を行った場合

〈ご注意ください！！〉

☆ 以下の場合は求職活動実績になりません。

- ① 単なるハローワーク、新聞、インターネット等で求人情報閲覧
- ② 単なる知人への紹介依頼
- ③ インターネット等による民間職業紹介事業者、労働者派遣事業者、地方公共団体の行う無料職業紹介事業への単なる登録



ただし、登録に際して希望条件面等について話し合う場合、具合的な派遣先や求人の提示があり、それに答える場合など、民間職業紹介事業者、労働者派遣事業者、地方公共団体の行う無料職業紹介事業との間でやり取りがあれば求職活動実績になります。

☆ **求職活動実績がないと基本手当が支給されません。**

認定対象期間中に求職活動実績がない場合や回数が不足する場合は、失業の認定がされず、その期間の基本手当は支給されません。

☆ 求職活動の実績については、利用した機関への問い合わせ等により事実確認を行うことがあり、事実と異なる場合は不正受給となります。

ハローワークで職業相談等を受ける場合は、認定日以外の日でも**必ず雇用保険受給者証をご持参ください。**